

平成 21 年 6 月
社団法人 日本農業法人協会

新たな「食料・農業・農村基本計画」に対する提言

我々は「ビジョン」の中で、日本農業法人協会の使命を「いかなる平和な国際社会が到来しようとも、人間の生命維持の根源である食料の供給にはリスクが存在する。我々農業法人は、日本にとって豊かな食と農のあり方を探求する責務を負う」と謳っている。

この使命を果たすべく、私たち農業法人は時代を切り拓いていくパイオニアとして、互いに切磋琢磨し、農業を魅力ある産業として再構築するとともに、併せて農村社会を守ることは都市も含め国の安定に寄与するものであり、主張すべきは主張し、取るべき責任はしっかりと取って、再生産可能な農業経営を確立していく必要がある。

そのため、我々農業法人は、現場で農業を担う者の立場から以下のとおり提言する。本提言が政府で進めている新しい基本計画策定に反映されることを求める。

1 食料の安定供給の確保

昨年来のバイオ燃料ブーム、新興経済国の台頭、途上国の人口増加などを背景とする穀物相場高騰は、世界的な食料争奪、さらに農地争奪戦を引き起こし、かねてから懸念されていた「食料危機」が、まさに現実のものとなりかねない状況を見せ始めている。このことは、欧米各国同様に国内農産物生産を振興し、平時から不測の事態に備えておく必要があることを明白にした。

そのためには、目指すべき食料自給率（カロリーベース）は 50%ではなく、100%を目指すうえの第一ステップとして、主要先進国の中で低位グループにありつつも、このうち上位に位置する 60%水準を目指すべきである。

しかしながら、国内の農産物は、未だに販売者のニーズに基づき値下げ競争にさらされており、消費者もそれを求める傾向が強くなっている。その結果、農家は再生産可能な価格で生産物を販売できず、このことが農業の衰退の原因となっている。結果として、このような現状では国内食料供給の安定確保は困難である。

国内食料供給の安定確保のために、生産者は自発的努力で低コスト化に取り組まなければならないが、生産者では解決が難しい事柄、すなわち、気象・土壌といった生産条件格差など、諸外国との比較において歴然とした格差に基づく事柄も存在する。そのため、諸外国と競争できるレベルでの低コスト生産が可能になることは考えられない。これらを解消するためには、水田・畑作経営だけでなく、野菜や果樹、畜産経営についても、安定生産を維持できる経営安定対策を図るべきである。

さらには、消費者に対しても、単に国産農産物の消費を促すだけではなく、どうすれば生産者が持続可能な農業を構築できるか、そして、どうすれば消費者が安定した適正な価格で食べ続けることが出来るかを農業者・消費者の双方が考え理解しあう必要がある。

2 育成すべき農業経営体の一層の明確化（政策対象の重点化）

我々農業法人など専門的かつ意欲的に農業に取り組む経営体を政策の支援対象として「選択」し、自己資本の蓄積など経営体質の増強を柱とした施策を「集中」していくことが必要である。

現在の基本計画では、「担い手」の明確化のための具体的仕組みとして、認定農業者制度を活用・推進することとしている。しかしながら認定基準も市町村によってバラツキがあり、地域によっては、「担い手」を特定し施策を集中させ自立経営体を育成するという農業政策から乖離し、地域振興政策が優先される状況にある。

これを解消するためには「担い手」の要件等について制度間、或いは自治体間で統一性或いは整合性を持たせることが必要である。その「担い手」の要件としては、経営収支を明らかにで

きることや、ヒアリングや面接などにより「経営と人」を評価できる仕組みを取り入れることで、一層の施策集中とその効果が期待できる。

また同時に、例えば専門的な経営体を国からの直接の事業実施主体にするなど、「政策ルート」の見直し・多様化をより一層推進し、施策が効果的に活用される仕組みにする必要がある。

加えて、大都市部の農業経営を支援するために、現在基本構想が策定されてない等の理由により農業経営改善計画の認定がされない市町村においても、要件をクリアすれば、その農業者が政策支援の対象として認定できるような体制が必要である。

3 多様な人材の育成・確保

(1) 人材育成に対する支援

雇用情勢が悪化する中、報道等を通じ農業が雇用の受け皿として注目され、これを機に農業法人の中には優秀な人材を確保しようという動きも見られる。この動きを無駄にしないためには、政府が農業法人を新たな雇用先や就農者確保の場として位置づけ、支援措置を一層拡大する必要がある。

新たな就農を目指す人たちを定着させ、農業の発展を支える担い手とさせるためには、農業法人がそのような人材に対しキャリアアップの道筋を示すことが重要である。新たな時代に対応した農業法人の経営を担う人材、また、農業生産の現場での加工・販売等多角的な経営展開に対応し、異業種と連携した事業展開を担える人材など、キャリアアップの道筋をつけるための育成システムが必要である。

以上のような育成システムは個々の経営が別々に行うのは困難であることから、一定の広がりを持った地域の農業法人が連携することにより実施することが必要で、その取り組みに必要な経費等について政府が支援する措置を講じる必要がある。

(2) 農業の実態を踏まえた外国人研修・技能実習制度の見直しについて

農業経営においては、農業特有の特性（農繁期や農閑期等）の存在や加工・販売等経営の多角化に取り組んでいる農業法人等

も多いことから、外国人研修生・技能実習生が効果的に技能を修得でき、かつ農業法人等が外国人研修生・技能実習生（外国人材）の多様な能力を生産現場で有効に活用することができるよう、関係諸法令の適用について見直すべきだと考える。

4 農産物の輸出促進

農産物の輸出促進は、国内農業の体質強化に資する重要な取組である。そのため、海外における貿易制度等の把握、市場調査等を進めるとともに、日本産農産物の国際競争力強化に向けた取り組み、知的財産権の保護等について積極的に推進することが必要である。

5 農地の確保・有効利用の促進

農地は限りある経営・生産資源であり、国民に食料を供給するための基礎的な生産基盤であるが、2008年の耕地面積はピーク時(1961年)の7割の462万8千haまで減少し、一方、耕作放棄地は38万6千ha(2005年)に増加している。

この間、基盤法等による利用権移動の進展から本州地域内においても50～100haを超える土地利用型農業経営が出現し、農地の重要な管理者となっている。

2009年度には、農地法等の改正による農地制度の見直しを行うこととしているが、このことについて以下のとおり求める。

(1) 借地による大規模土地利用型農業法人の役割評価と支援

農地の確保・有効利用においては、借地による大規模土地利用型農業法人の役割が大きいにもかかわらず、その評価は低く、経営内容（収支）が唯一判断材料となっている。しかし、これらの大規模土地利用型農業法人（稲作主体）は、営業利益が赤字である場合が多く、各種助成金でようやく黒字のというのが実態である。

そのため、これらの大規模土地利用型農業法人を、安定的・継続的に農地を維持管理し、稲、麦、大豆、飼料米等の多様な生産を担う経営体として、適正評価するための基準を設けたうえで再評価することが必要である。その評価部分に対し、農

地・水・環境保全向上対策の活用、地代に対する配慮、農地利用集積に対する助成措置の拡充（農業経営基盤強化準備金の積み立て期間の延長）等、その役割を評価した支援措置を講じるべきである。

（２）農地の面的集積について

同一地域内で規模拡大意向を有する農地の受け手が複数存在し、それぞれが引き受けた農地が同一エリアに混在するケース、農地の出し手の近隣に存在する受け手以外の農業者に貸し付けるケースが見受けられる。また、地域によっては農地の集積可能な地区に片手間や生きがいで農業を継続している農業者の農地が点在している。このことは農地の面的集積が効率的にかつ円滑に進まない要因になっている。

そのため、地域における農地の面的集積の促進に当たっては、農地の受け手全員参加による協議の場を設けて、農地の受け手同士が面的集積について協議し、その結果を面的集積の取り組みに反映させるとともに、面的集積組織はその実現に向け、農地の出し手に働きかける仕組みを構築するべきである。

（３）生産調整と米政策について

生産調整については、これまでの長期に渡る努力にもかかわらず、足腰の強い水田農業の確立からはほど遠い結果となっている。そのため、様々な課題を検証し、抜本的な見直しを行うべきである。

新規需要米の生産・流通経路の確立に取り組み、水田を水田としてフルに活用し、緊急時には食料にも回せるよう生産基盤を確立するなど、「食料自給力」をつけておくということに視点を置くべきである。

米政策については、生産調整や米価水準、稲作所得などのあり方と相互の関係、農業者の意向を踏まえて検討すべきである。

（４）耕作放棄地の解消対策に向けた耕畜連携

耕作放棄地の解消・有効利用対策として、耕種農家と畜産農家の連携を強化し、飼料自給率の向上を図るため、長期的な視

点で国産飼料増産政策を確立し、耕畜連携による相互の経営発展を支援するべきである。

6 地域における農業振興について

(1) 農業を軸にした地域づくり

我々農業法人が主に経営を行っている農村を含めた地域は、過疎や離村など集落崩壊の危機を迎えている。とくに、中山間地域においては、その存続すら危ういとまで言われている。

これを解消するためには、地域における主産業である農業を軸にした地域づくりを進めることが必要である。農業はそれを営む者に利益をもたらすだけでなく地域の活性化をもたらすこととなり、経済的・社会的効果を生み出す。その結果、人（若者等）が農村に定住出来ることとなる。また、地域で活気ある農業が行われることにより、遊休農地の減少はもとより、地域の景観・環境の保全にも役立つことになる。

(2) 中山間地域等直接支払の制度拡充

「中山間地域等直接支払制度」は耕作放棄地や遊休農地の発生防止に効果を発揮しており、中山間地の農業振興にとって生命線とも言える制度である。制度の見直しにあたっては、支払単価の増額、急傾斜地の畑や樹園地における管理負担の実態に応じた水田との交付単価の格差是正等、制度の拡充と見直しが必要である。

(3) 都市農業の位置づけの明確化と農用地の保全

都市地域における農業・農用地の位置づけを明確化するとともに、都市計画制度の見直しにあわせ、都市の農用地を維持・保全するため、所有・継承等にもなう保有コストを低減する税制上の特例措置も含め、都市の農用地を持続的に保全する制度が必要である。その一環として、農業経営に必要な農業用施設や林地についても保全の対象として検討する必要がある。

以上